

広島市 お知らせ

第 38 号

28. 4. 1

(市政広報ひろしま版) 発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社



帰国者をあたたかく迎えましょう

◎回覧としてお読み下さい

**一坪の空地でできる
簡易ゴミ焼きガマ**

市の保健所で試作し、試験の結果「とても実用的である」と太鼓判を押されている簡易廃棄物焼却炉を紹介しましょう。

一日の焼却能力
約五十貫(約百七十五キロ)で、約八十世帯から一日に出るゴミが焼却できる。

焼却方法とその特徴
最初に、薪・束程度の燃料をロストル上に積み重ねて点火し、比較的燃え易いゴミを石油精三杯(約十二貫)入れる。その後は二時間置きに焼却度合いに応じてゴミを追加投入し、灰出口に薪をして空気の流人を調節し、燃焼を待機せしめる。この力マは昼夜連続の使用が可能で、ゴミは生のままでも焼却できる。又臭気も大したことはない。

簡易上の注意事項
1 焼却の程度により、一旦三回乃至四回ロストルを火かきでき、灰を落して通風をよくする。

帰国者の心得帖

住宅△相談は市社会課へ
縁故がなく、落着く家のない人は帰国者住宅が竣工するまで一時収容所に収められます。

住民登録△相談は市出張所
市出張所(中央管内)へ
市出張所(中央管内)へ
住民登録法により、住所を定めたときは、十四日以内に住民登録をしなければなりません。これは主食の配給、児童の入学、選挙権、就職、印鑑証明等の基礎となるものです。

主食の配給△相談は市出張所
市出張所(中央管内)へ
帰国証明書を所持する市出張所(中央管内は市戸籍課)に提出して住民登録を終えれば、配給手続をします。外人の方は、市外課に外人登録を終えれば、配給手続をします。

生活と生業資金△相談は市福祉事務所へ
収入がなく、又収入が少ないため生活に困る方や、病気で治療費に困る方は、生活保護法で扶助されます。

何か生業される方の資金として、国民生活公庫に生業資金貸付制度があります。

外人登録△相談は市外課へ
外人(多くの場合)の方は、外人登録法により市外課に届出しなければなりません。

学校△相談は市教育委員会へ
住民登録がすんでから、住民票をうけて、市教育委員会(市役所内)へ入学手続をして下さい。義務教育の年限(満十五歳)が過ぎている人でも、希望の人は、前と同じ手続で入学できます。

職業△相談は広島職業安定所へ
市電(紙屋町下車)就職の斡旋について特別に相談を受けます。

◎帰国引越についてのお問合せは、御遠慮なく広島市社会福祉課係(代表電話中②三三五又は中②六二九)へ(社会課)



2 ゴミを追加投入する際、燃料を少量投入すれば、焼却速度を速める。

燃費費用は八円です。

五十貫ロストル八本四回、五時金剛燐一、本二百七十、石炭一袋九十五、計七百六十五円、その他の材料は廃物利用です。

大衆便利なものですが、各町内でもつくられるようおすすめますが、御希望によつては種々御相談に応じ、建築地指導もできますから、保健所衛生課に御連絡下さい。

市民税特別徴収事務のあつかい

一、市民税額の通知

さきに提出していただいた給与支払報告書に、市民税額及び月割額を記入して、特別徴収義務者に四月上旬通知いたしますから、そのうち納税者への通知は、納税者に配布して下さい。

二、特別徴収税額の納入

市民税額及びその月割額の通知を受けた特別徴収義務者は、四月以降毎月支拂う各納税者の給料から決定された月割額を差し引いて翌月の十日までに、納入書によつて市内の郵便局又は広島銀行に納入して下さい。この際、納入書裏面の月割額納入計算書を忘れぬよう記入して下さい。

三、納税者に退職等の異動があれば

納税者が退職、転勤、長期欠勤（給料を支拂わない場合のみ）等をしたときは、退職又は転勤した日までの月割額を納入し、同時に異動報告書に退職又は転

職するときまでに納めた税額、退職月日、転出先等を詳しく記入して提出して下さい。退職等した納税者には、それまでに納入した月割額の合計額を納税者の年税額から差し引いた残額を普通徴収として、徴税令書が発付されますからそれによつて直接納税して下さい。

市民税個人申告の提出

給与所得者以外の人は、四月末までに申告するよう、さきに申告書用紙を配布しましたが、未申告の人は、なるべく早く申告して下さい。

法人等の均等割 市民税申告

一、申告義務者の範囲
広島市内に事務所又は事業所を有する法人。
広島市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの。

二、申告期限
申告用紙は、該当各法人等に送付しますから、四月三十日までには必ず提出して下さい。もし用紙の届かない場合は、市役所市民税課に申出て下さい。

（市民税課）

納税案内



印鑑登録と印鑑証明事務は四月一日から

所管出張所て扱われます。（中央管内のみ市戸籍課）

母子家庭に保証される生活と子供の教育

女の細腕一つで子供をかかえ、辛うじて生きている母子世帯の人々のために生業資金、支度資金、技能習得資金、生活資金、事業継続資金を母親に貸付けて経済生活の自立をはかり、生活意欲を助長し、又一番大切な子供の修学、修業については、子供に修学資金、修業資金を貸付けて大学教育まで受けられるようになりました。これは去る十二月、第十五特別国会で「母子福祉資金貸付等に関する法律」として母と子のための法律が出来上つたからです。では以下に各種貸付資金の概要とその他の条件等についてお知らせしましょう。

一、生業資金

事業を開始するのに必要な資金を五万円以内で貸付け、貸付日から一ヶ月間、その後四年以内に返済すること。

二、支度資金

就職をするのに必要な資金を一五万円以内で貸付け、返済については右と同じ。

三、技能習得資金

事業を開始し、又は就職するのに必要な資金を月額千五百円以内で貸付け、継続できる期間は二年以内、返済は、習得期間終了後六ヶ月間、以後十年以内に返済すること。

四、生活資金

技能習得資金の貸付を受けて、知識技能を習得している期間中の生活に必要な資金で、本人には月額千五百円以内、児童一人につき、月額五百円以内で貸付け、返済案件は右と同じ。

五、事業継続資金

事業を継続するのに必要な資金で、一回につき三万円以内、返済は二年以内。

六、修学資金

扶養している児童が、高等学校、大学に就学し、又は既述の修業を受けるのに必要な資金で、高等学校に就学するものは、就学期間中月額五百円以内、又大学に就学し又は修業を受けるものは、その期間中月額千五百円以内で貸付け、返済については、習得期間終了後六ヶ月間、以後十年以内に返済すること。

七、修業資金

扶養している児童が、事業を開始し、又は就職するの



母子生活相談部

蚊とはえの駆除に 一歩先んじる町

牛田町と神崎学区

牛田町の又主手は、ゴミ捨て場と間違われても仕方ない状態でしたが、去る三月三日町の衛生協力会と婦人会が中心になり、地元民百数十名が終日主手の両側を清掃し、そのあとには後の苗木が植えられるました。なかには、赤ちゃんをおんぶした御婦人も見られました。



神崎学区

神崎学区は、母入本町・小町町・西地方町から北へ長く伸びている、相当広い地域ですが、この学区に「ま」蚊とはえの徹底駆除運動」が盛り上がり、市内他地区に先んじてモデル衛生町が生まれようとしています。



遺族国庫債券の 買上償還制度

買上償還制度

このたび政府は昭和二十七年千億円の資金をもつて、戦傷病者遺族等援護法の規定により、弔慰金として交付された遺族国庫債券を左記該当者のものは買上償還することになりました。

△買上償還される遺族国庫債券

債券の記名者が、生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助を受けている人で、福祉事務所長が買上償還を必要とする旨証明した人であること。

△買上償還

債券の元利金の支払場所として指定されている日本銀行の本支店、代理店、国債代理店又は郵便局。

△買上償還

額面価格、但し、昭和二十八年九月三十日以前は元金減額です。なお経過利息は支払われません。

△買上実施期日

昭和二十八年三月三十一日以前。

△買上償還

は、買上償還されません。3 買上償還後の生活保護法との関係については、追って決定され次第お知らせします。

遺族国庫債券の 担保貸付制度

担保貸付制度

○貸付対象者
さきの国庫債券買上償還の対象にならない人で、困窮のため、最低限度の生活を維持できないおそれのある人が事業の資金として借入を必要とする場合ですが、その生活困窮度は、生活保護法の第十七条「最低限度の生活を維持することができないおそれがあるもの」として、生活扶助の対象となり得る者によります。

○貸付機関

国民金融公庫広島支所

○貸付金額の限度

遺族国庫債券の額面の九割以内

○貸付期間

三年以内

○貸付利率

年八分（但し延滞利息も同率とする）

○償還方法

六ヶ月間隔とし、その後は原則として月賦償還する。

○担保

担保として遺族国庫債券が徴収される。

○注意

1 一定の期間を設けて、申込の受付が行われますが、四月中旬に第三回の申込受付が開始される予定です。（決定次第お知らせします）

2 同一世帯に一枚以上の遺族国庫債券をお持ちの場合は、そのうち一枚についてだけ貸付が行われます。（福祉事務所）

ラジオで分る 市政の動き

皆さんおなじみのラジオ中国の番組中、毎週火曜日の午後一時から五分間は、市政の時間になっています。この時間には、皆さんへ市政のいろいろなことお知らせしますから、どなたもダイヤルを廻して下さい。（広報係）

遺族債券が 金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

遺族債券が金にかわる場合

本年度春の登録と予防注射

一、大規模の夷族

●実施場所 広島市保健所

分ち左証に身場所

二、狂犬病予防注射の実施（期日と場所）

四月	二百本	草津小学校	古田保育園
三月	金	青崎小学校	大洲派出所
四月	土	古田小学校	庚午中学校
五月	日	千田小学校	市役所基町出張所
六月	月	尾長小学校	矢賀小学校

◎時間は午後一時から四時迄（小雨も行う）
◎注射料金 定期百三十円 （広島市保健所）

[illegible]

月、市緑化推進員が、広島市は特
に四月一日から十
七日までを緑化活
動週間として、大
体次のような行
事を行います。

一、中島平和記
念公園に於て
記念植樹を行
う。

二、入学記念植
樹

市内小中学校
を対象として
希望校には、

苗木を無償で交付する
三、住宅地一戸一本運動

緑化運動
の歌決る

江波、基町住宅地区等を対象として、苗木を無償で交付する。
四、平和大通りに花壇を造成する。

今朝の緑化運動に明るいうリズムを送る目的から、国土緑化推進委風会では、緑化運動の啓蒙を昨年七月から全国によびかけ募集していましたが、応募作品六百八十余篇のうちから、高橋進一郎氏作の「緑の羽織」が入選と決定し、古賀政男氏の作曲で、去る一月七日コロムビアレコードに収められました。

「緑の羽根」

一、赤いセータをくつきりと染めてみどりの羽根かざ

みどりから

二、バスの中から 汽車の中
 そろろみどりの羽根仲間
 みんなにこにこ羽根仲間
 大人もネ 子供もネ
 ああ 春は羽根から
 みどりから

三、街に 野山に 公園に
みどりあかるい樹を植え
希望うれしい羽根日和
昨日も木 明日も木
ああ 春は羽根から
みどりから

計量器の定期検査

五月十一日から実施

広島市商工課では、来る五月十一日から左記日程（兩部地区）で計量器（さし・ます・はかり等）の定期検査を行いますから、取引又は証明に使用しておられる計量器はもれなく検査に提出して下さい。

なお病氣や旅ひその他止むを得ない事由で定期検査が受けられない場合は、検査十日前までに市國工課計量係に御連絡下さい。

日	場所	区域町名
五月十一日	江波消防署	江波町・全域
〃 士百	舟入小学校	舟入川口町、舟入幸町、舟入本町の南部
〃 十三日	神崎小学校	堺町、舟入町、河原町、舟入仲町、舟入本町
〃 十四日	本川小学校	藤匠町、十日市町、櫻町、左官町、西地方町
〃 十五日	広瀬小学校	広瀬町全域、空鞆、楨根、新市、寺、西引御堂各町
〃 十六日	三篠小学校	打越町、横川町、三篠本町一、二丁目、楠木町一、二丁目
〃 十八日	大芝小学校	三滝、新庄、大芝町、楠木町三、四丁目、三篠本町三、四丁目
〃 十九日	天満小学校	南三篠町、天満町、福島町の二丁目、東西観音町二丁目
〃 二十日	観音小学校	福島町の二部、西観音町、東観音町
〃 二十一日	泉宮クラン 下前	南観音町全域
〃 二十二日	己斐小学校	己斐町・国鉄山陽本線以西地区
〃 二十三日	己斐出張所	福島町の二部、己斐町・国鉄山陽本線以東地区
〃 二十五日	古田小学校	古田町、高須町、古江町、庚午町の二部
〃 二十六日	草津小学校	草津町全域、庚午町の二部
〃 二十七日	似島小学校	似島町全域

- ◎受付時間 午前九時から午後三時まで（雨天も行う）
- ◎定期検査を要びずに取引又は証明に使用していた場合は、六月以下下の懲状若しくは五万円以下の罰金又はこれを併科されることがあります。
- ◎その他計量器に関する御相談は、市商工課計量係にお問合せ下さい。（商工課）

感謝
（一月十六日迄三月
十日までの寄付分）

△五〇〇円	広島電鉄軌道線廣部
△五、〇〇〇円	広島市金庫計九八、瀬良 黒美氏
△五九〇円	岩手県紫波郡 古館小学校
△二、〇九八円	熊本県入吉市七日町
△四五百円	入吉東小学校四年生一同 長野県下井郡
△八三九円	豊郷小学校五、六年児童會
△一、一〇四円一〇銭	広島電鉄軌道線廣部 東京都板橋区衣村前野町
△一二、一二五五〇銭	沼袋中学校二年一組
△二〇〇円	奈良県生駒郡 郡山中学校生徒會 K・S氏(匿名)
△一、〇〇〇円	東京都北区志茂町二の二六五三 若松 次郎氏
△三三〇円	赤穂市加里屋 荒木 和英氏
△二五〇、〇〇〇円	京都市東山区四条 兩座新國劇代表者須田右一郎氏
△五、〇〇〇円	仙台市元寺小路二六 佐藤 佐氏
△五〇〇円	佐伯郡龍音村三宅喜年園内 中村壽氏
寄附金累計 一六、二六七、一五六円九錢	
事業支出累計 一四、六六三、四七二円〇六錢	
残 額 一、六〇三、六八四円八五錢	

廣島競輪

4月

3 4 5

(金) (土) (日)

11 12 13

(土) (日) (月)



広島市 お知らせ

選挙特集号

28. 4. 6

(市政新聞ひろしま版)

発行 広島市役所市長室興隆保

印刷所 中本印刷株式会社

日本の運命を決する

此の一票

前回総選挙から半年も経たないうちに再び総選挙をしなければならなくなつたことは、実に遺憾なことであるが、されどいつてその責任を全部政治家のみに負わすわけにはいかない。その責任の二班は選挙民である我々国民にもあることをこの機会に深く反省しなければならぬ。

然るに一般国民は、ややもすると現在の政治に「イライラ」をつかし、ひいては選挙自体に熱意を欠き、虚無的な気遣いを生じつゝあるやに思われる。だがそれは実に恐るべきことである。もし国民がこゝで選挙を断絶すれば、ますます悪質の政治家を輩出させるばかりで永久に政治は浄化されなばかりでなく、折角から得た民主主義も根柢から覆されることになるのである。専制政治や暴君政治が如何に悪毒なものであるかを今一度静かに考えて見なければならぬ。

アメリカのリネンソールは、「もしも国民の行動において理性が個人的感情や情義に優先しなければ民主主義政治は決して成るまい」といつている。この言葉は、民主主義を育成する上での国民の心構えの基礎でなくてはならない。よしは理想の候補者がいなくとも比較して多少でも優れた人を選ばなければならぬし、場合によつては選挙民から無理にも頼んで立候補してもらふ位の気持がなくてはならない。その気持があれば、「頼みに来ないから」とか「頭を下げて来ないから」といつたような低劣な考えはなくなる筈である。

民主主義の先鋒国である欧米においても、民主主義は且々として発達して来たものではない。幾度かの失敗、幾度かの苦い経験の上

に国民の理性が突き上げて来た制度なのである。「民主主義はやり直しの出来る政治である」といつた人があるが、いけなかつたことは、国民の総意で改めねばよいのである。斯く考えると、今こそ過去半年の経験を正しく政治に反映させる機会である。選挙は政治家を国民が審判する唯一の機会である。その審判を誤らないように正しい選挙を行わなければならぬ。

正しい選挙とは、とりまなおさず有権者の一人一人が情愛や利己心を捨てて、政党の政策、綱領を真剣に検討して、自分の考えと一番近い政党の人に良心的な一票を投ずることである。一つの政党から二人以上の人が立候補してある場合は、人格、識見共に最も優れた人を選ばなければならぬ。利己心といえは国家の利益を無視して自分の利益を図ることは勿論、自分の属する団体や地域の利益のみを考えることも同じく利己心である。大部分の日本人が陥つてゐる間違ひは「いくら人物が立派でも地方のために働かない人はいけない」といつて考える。国会議員が地方の利益代表の性格をもつてゐることは勿論であるが、それと同時に国会議員は国政に参画する政治家である。国家の利益を無視して地方の利益のみに汲々としてゐる類の人は、それだけで国会議員の資格のない人物といわねばならぬ。

現在日本の政治の大きな不幸は、この誤つた考え方が選挙民にも政治家にもびまんしてゐることであると思われる。それが中央において地方的な或は団体的な、時には個人的な予算の分崩り、その他のために血まじりの闘争が展開され、ますます政治を益し複雑怪奇なものとする大きな原因となつてゐることを思わねばならぬ。

今や我國の前途には、まかり間違へば日本の命とりともないかねない重要問題が山積してゐる。これらの諸問題を決定してゆく国会議員を選ばねば、我々は真に責任ある一票を投じねばならぬと思ふ。もしそれを誤れば、その不幸な運命は我々国民自身が負わなければならぬものであることを強く覚悟しなければならぬ。

幸いに賢明なる市民諸君の奮起を要望して止まない。

市長 浜井 信三

選挙の日取り

選挙種類	公 示	立 候 補 切	補 充 立 候 補 切	投 票 日
衆議院議員 (不在者投票)	3月24日 (3月24日~4月18日)	4月4日	4月16日	4月19日
参議院議員 (不在者投票)	3月24日 (3月24日~4月23日)	4月4日	4月14日	4月24日



婦人のページ

婦人の票は男子の票より

1000000票より

婦人が参政権を得るまで

終戦後、わが国における各種の制度には根本的な改革が加えられ、民主主義国家として再編成されることになり、従来懸望されていた婦人参政権の問題がクローズアップされてきました。

この婦人参政権に関しては、明治以来終戦に至るまでその獲得を目指して、多くの人々の努力が積み重ねられてきました。しかし、終戦にともなう諸制度の大改革によって、婦人参政権の問題も比較的簡単に解決されたのであり、すなわち、世論の圧力をその背景にもつていたのでなく、外部からの圧力により容易に獲得されたものであります。日本における民主主義が与えられたものであって、国民一人一人の努力により獲得され、培われたものでないと同じように日本の婦人参政権の問題は、制度的には民主的にみえますが、実際は婦人の生活を根強く支配している封建的意識が、婦人参政権という民主的な仮面をかぶって旧態依然たる生活を継続されている傾向が多分にみられるようです。

婦人参政権が男女の平等、基本的人権の主張の上に立ち、高貴な犠牲によって得られたものでないところに大きな問題があるのではないだろうか。

婦人参政権を認めて

認めている諸国

婦人参政権が、婦人の教養とか、社会的地位が低いなどの理由によって久しい間与えられなかったのはひと

わが国のみでなく、世界の大部分の国もそうでした。

婦人参政権の獲得は、諸外国においても比較的早く、しかも獲得の状況は極めて急激でした。

諸外国における、婦人参政権獲得の状況は次のよう

- ◎第一次大戦前に婦人参政権を認めた国 四カ国
- ◎第一次大戦末期に婦人参政権を認めた国 九カ国
- ◎第二次大戦後第二次大戦末期迄に 二カ国
- ◎第二次大戦後第二次大戦末期迄に 二カ国

婦人参政権の意義

新憲法によれば、その第十四条で、法のもとにおける男女平等を明確にし、また第四十四条で選挙の資格に関する男女の平等を規定しております。このように国家の最高法規である憲法の規定によって、婦人参政権は十分な保障を受けているのであります。その結果、戦後の各種の選挙において婦人は選挙権を十分に行使でき、あるいは選挙されて公職につき、男子に負けない程の活躍をしている婦人もあります。

かくして、多数の婦人が社会の各分野に進出し、活躍する事によって婦人の社会的地位が婦人に対する社会的評価が従来に比較してずっと高まってきているということができます。婦人参政権は、民主国家において婦人が当然享有すべき基本的な権利であるとともに、このような権利の正当な行使によって、婦人の社会的地位は向上し、また自ら政治に関与することによって、自分達の生活を一層よりよいものにする事ができます。

婦人の社会的地位

婦人参政権は、このような意味をもっておりますが、この婦人参政権を行使すべき主体である婦人の現状はど

うでしょうか、また現在の婦人の社会的地位はどんなものでしょうか、わが国においては昔から婦人は政治とか行政などについて関心をもち、活動が盛んであり、婦人自身も関心をもち、活動が盛んであり、一切の政治に関心をもち、家を中心としてその中に凝縮してゆくのが典型的な婦人であり、婦人の立場とされてきました。個人の専断とか、人間の自由というものは封建的な家族制度の中に全く無視され、東洋的な伝統という美しいワイルドの下に否定されたのであります。先頃行われた地方自治に関する世論調査においても、婦人層の政治に対する関心、自治に対する認識は極めて低く、婦人の大部分は「そのような政治上の話を、むずかしいことはお父ちゃんに聞いてくれ」とか、「毎日の生活に忙しくて、政治に関心をもち、余裕などはない」と答えておりました。

このような婦人の現状は、わが国の封建的家族機構や社会組織の残存の中に潜存する婦人の立場を明確に表明するものであり、戦後の経済生活の重圧にあぐら婦人の声でもありません。ですから、このような生活態度を婦人が抱く限りは、参政権が与えられたとしても棄権してしまふか、あるいは自由意志による投票は望み得ません。ですから、男女同権という言葉が単なる観念的なものに終ると、婦人の社会的地位が現実的にも男子と同程度に認められ、婦人の社会的立場に対する認識が十分浸透するようにならなければいけません。公平な世論を代表する民主政治は行われません。

そのためには、婦人の力の強さを如実に社会に反映させることです。社会の各分野に進出し、あるいは参政権の行使等によって、婦人の力の強さを示すことが大切です。この場合肝要なことは、まず婦人自身が自分達の力を意識しなければならぬことです。男子有権者に比べて、婦人有権者の数は全国で約二百万を越えるのであり、このことは、各種の選挙において、婦人の力もつが、如何に重要なものであるかを示しているものであります。

棄権とか、家長に対する従属的な投票が、結局自分達の社会的地位をいつまでもたつて向上させないということに注意しなければなりません。自分の投じた一票が政治に反映し、直接に自分の生活に影響することを十分認識しなければなりません。

このように婦人の社会的地位の向上は、婦人自身の力

によって開始しなければならぬのですが、婦人は男子と異つて、意見とか家事などの先天的な内助の仕事があり、このために毎日の生活に余裕がなくなり、政治に関心をもち、活動が盛んではないという事情があります。ですから、婦人以外の人も、特に主人や姑は、できる限り家庭における婦人の負担を軽減するように努力しなければなりません。

生活改善や生活の合理化などによって、婦人に対する家庭からの重圧をなるべく避けて、婦人に政治的な関心をもち得るような機会を作らなければならない。

婦人の活躍

試みに地方自治の分野における婦人進出の一例をとってみますと、国、県及び市町村の議員や町長として活躍している人々は、昭和二十二年四月及び昭和二十六年四月の選挙の結果によれば次のようであります。

	(二十二年)	(二十六年)
国会議員	二五	一四
県会議員	二二	三四
市町村会議員	七七一	九五一
町長	五	七

これによつても判るように二十二年と二十六年とを比較してみますと、この四年間における婦人層の進出は著しいものと云えます。

その他、教育委員六一人、調停委員三、一三一人、権限委員八八人などの数字は各界の公職における婦人の活躍を示すものであります。

また市町村における婦人会等、各種の団体における婦人の活躍にも、相当目覚ましいものがあります。赤い羽根、赤十字などの共同募金、教育、衛生をはじめとして比較的庶民生活の分野において佳民の日々の生活を向上させるために熱心として活躍しています。

最近における、特設街の建設に対する婦人会の反対運動、日常生活に直接影響する物価の値上げ、停電スト等に対する主婦連合の積極的な動き、公明選挙運動における婦人の努力など婦人層の力が活発に再認識されつつあります。

直説四月十日から一週間は、婦人週間です。これをきつかに政治への関心を高め、こんど衆参両院選挙には、こつて自己ある一票を投じましょう。

広島市 お知らせ

予算特集号

28. 4. 20

(市政関係ひろしま版) 発行 広島市役所市議会事務局 印刷所 中本印刷株式会社

総額四十億九千四百万円余の

昭和二十八年当初步算

広島市の昭和二十八年当初步算は、去る十二月庁内各局より出揃った要求予算に対して、財務当局の査定を経て二月下旬市長査定を終了し三月二日より開かれた定例市議会に提出、約一ヶ月間に亘る審議の結果、三月二十八日原案通り可決されました。これにより新年当予算総額は、四十億九千四百七十八万八千二百十円に決定しました。

予算編成の方針

終戦以後の経済情勢の悪化と都市再建事業に伴う事業費の増大により本市の財政は、窮迫の一途を辿つて参りました。本市はこの窮路打開のため年々苦慮を続け、昭和二十七年予算編成においては、経費は勿論人件費その他業務的経費まで大幅に削減し、財政運営の方途を講じて参つたのですが、何分にも都市再建のための諸経費の急増に加え給与ベースその他諸物価の昂騰は、益々本市財政を圧迫する結果となり、ために本年度予算はまことに困難なる事情のもとに編成することになったのであります。

昭和二十八年当予算の編成方針は次の通りです。

健全財政の復元に努める

◎財政規模の増加を大抵前年度に対し一四〇程度におさえた。

◎起債を財源とする諸事業は、従来

のように所謂希望の起債額による財源措置の方法をとらず、前年度起債実績と本年度の国の起債率とを勘案して、本年度に見込み得る適当なる限度の起債額を計上した。

市財政の収入

市税 市税は市財政収入の根本となるものですが、市民税その他固定資産税等に對する課税の率は国の二十八年当地方財政計画に基き一般市税収入予想額に比して低率となつております。

◎市債 市債は国の地方財政には国から委任された事務が多く、これについて国は各省から補助金・分担金・負担金などの名目でその費用の全部又は一部を支出します。又奨励的な意味で支出される奨励金や交付金などを併せて国庫支出金といひ、これは直接又は間接に市民が納めた国税が市の実施する公共安定のための事業、又は行政の或る一定部分を対象として市の財政に充てられるわけですが、その他、以上のほかに県支出金その他の地方財政平衡交付金、国は都市の財政力

◎衛生的都市の建設を進める。

◎産業振興と引続き中小企業者金融面の隘路打開を図る。

重点的な事業

◎都市建設事業の促進、道路橋梁、下水導等諸施設の維持、補強並びに学校、住宅の建設促進

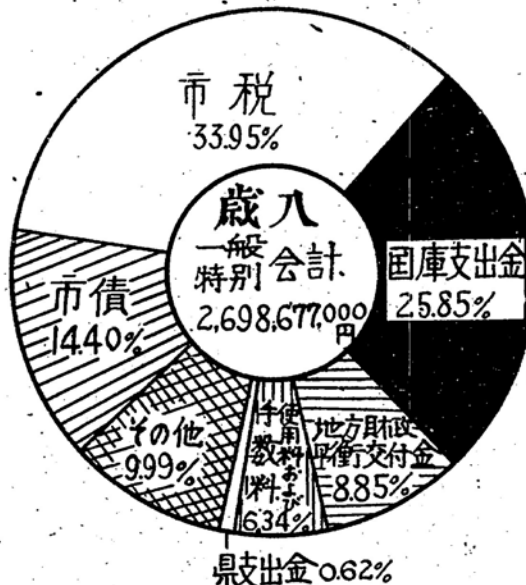
◎新規事業は切実緊要なものに限定した。

◎消費的経費を極力節約して、これを生産的な経費にあてた。

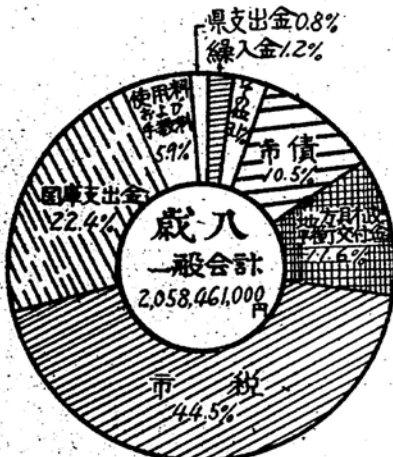
市税916,116,000円

算出基礎

一市民税
個人納税義務者 83,847人
均等割1人につき500円
所得割 310,869,805円
法人納税義務者 2,488人
均等割1人につき1,800円
法人税割 111,548,715円
一固定資産税
土地 6,202,000,000円の^{1.6}/₁₀₀
家屋 8,118,088,000円の^{1.6}/₁₀₀
償却資産 3,209,969,000円の^{1.6}/₁₀₀
一自動車税
普通自動車 37,040合
1合につき200円
特殊自動車 104合
1合につき400円
一荷車税
馬 168合
1合につき800円
荷車大車 24合
1合につき400円
荷車小車 1,803合
1合につき200円
リヤカー 1,065合
1合につき200円
一電気ガス税
電気料金 789,888,480円の¹⁰/₁₀₀
ガス料金 83,018,400円の¹⁰/₁₀₀



両図に見るように、市財政収入中に占める市税の割合は一般会計だけでは44.5%ですが特別会計（水道事業、競輪事業を除く）をあわせると33.9%に減じます。これは、都市建設（特別会計）について国庫の補助と市債で賄う分が大きいことを示しています。



◎回覧にしてお読み下さい

一般 会 計

歳 入				歳 出			
費 目	本年度予算額	前年度との比較	28年度 計に 対する 百分比	費 目	本年度予算額	前年度との比較	28年度 計に 対する 百分比
税金入	916,116,000	239,935,459	44.5%	議会費	27,832,000	4,981,199	1.4%
地方交付金	238,965,000	77,595,268	11.6%	会費	318,402,000	64,493,224	15.5%
財政支	879,000	391,357	—	委員会費	504,000	4,300	—
平及び支	500,000	250,000	—	消防費	246,389,000	43,182,148	12%
衡及び支	122,200,000	14,210,348	5.9%	施設費	131,079,000	5,573,498	6.4%
交産負手出	461,006,000	13,599,639	22.4%	衛生費	302,066,000	82,748,225	14.7%
入金料	16,760,000	9,108,833	0.8%	建設費	542,303,000	95,565,883	26.3%
金料入金	1,301,000	600,999	0.1%	生活費	82,070,000	3,579,514	4%
金入金	25,000,000	20,000,000	1.2%	調査費	63,459,000	24,898,328	3.1%
金入金	1,000	999	—	費	18,165,000	7,198,556	0.9%
金入金	61,033,000	27,533,742	3%	費	3,131,000	1,378,260	0.1%
金入金	214,700,000	108,400,000	10.5%	費	10,409,000	480,458	0.5%
計	2,058,461,000	294,826,644	100%	費	60,052,000	23,713,999	2.9%
				費	4,500,000	1,900,000	0.2%
				費	2,645,000	777,788	0.1%
				費	69,888,000	44,036,000	3.4%
				費	172,567,000	72,758,710	8.4%
				費	3,000,000	2,000,000	0.1%
				計	2,058,461,000	294,826,644	100%

特 別 会 計

歳 入				歳 出			
費 目	本年度予算額	前年度との比較	28年度 計に 対する 百分比	費 目	本年度予算額	前年度との比較	28年度 計に 対する 百分比
建設費	1,000	1,000	—	区画整理費	98,613,000	8,198,999	—
公庫支	236,544,000	5,578,667	—	道路費	9,288,000	4,112,000	—
企業支	103,000	103,000	—	軌道費	16,924,000	3,846,000	—
及支	153,542,000	74,396,494	—	地盤整備費	11,449,000	8,611,000	—
雑収入	1,615,000	83,248	—	施設整備費	5,935,000	582,000	—
徴収	1,000	999	—	水路整備費	3,982,000	995,000	—
徴収	1,000	999	—	施設整備費	4,978,000	1,434,000	—
金債	174,000,000	98,500,000	—	施設整備費	54,753,000	14,634,000	—
計	565,807,000	18,335,593	27.8%	記念館建設費	40,940,000	14,061,500	—
社会費	49,265,000	49,265,000	2.4%	公園造成費	4,978,000	99,500	—
広島市民病院	13,353,000	12,834,003	0.7%	施設整備費	180,000	180,000	—
公費	2,000	131	—	住宅建設費	156,600,000	13,208,000	—
奨学費	1,000	996	—	水道施設費	5,850,000	10,550,000	—
天満町外部有財産	11,010,000	1,649,998	0.5%	防火建築費	6,000,000	6,000,000	—
用品調達費	778,000	4,500	—	建設諸費	35,234,000	6,504,160	—
失業対策事業適格者就職資金	850,055,000	850,055,000	41.8%	路面舗装費その他	—	13,400,000	—
船舶事業費	172,885,529	—	—	下水道費	37,829,000	2,222,000	—
水産事業費	32,154,523	—	—	下水道施設費	15,400,000	3,600,000	—
営業事業費	2,225,368	—	—	下水道築造費	—	46,000,000	—
道収入	338,181,400	—	—	公債費	56,874,000	12,709,000	—
資本収入	545,446,820	181,510,402	26.8%	公債支出	—	31,752	—
計	2,035,717,820	1,051,316,169	100%	合 計	565,807,000	18,335,593	27.8%
				社会保険広島市民病院費	49,265,000	49,265,000	2.4%
				公費	13,353,000	12,834,003	0.7%
				奨学費	2,000	131	—
				天満町外部有財産	1,000	996	—
				用品調達費	11,010,000	1,649,998	0.5%
				失業対策事業適格者就職資金	778,000	4,500	—
				船舶事業費	850,055,000	850,055,000	41.8%
				水産事業費	172,885,529	—	—
				営業事業費	32,154,523	—	—
				道収入	338,181,400	—	—
				資本収入	545,446,820	181,510,402	26.8%
				計	2,035,717,820	1,051,316,169	100%

広島市 お知らせ

第 39 号

28. 5. 1

（市政広報ひろしま版） 発行 広島市役所市長室広報課 印刷所 中本印刷株式会社

重なるよろこび

『こどもの日』と『母の日』



5月5日は「こどもの日」

5月5日は「こどもの日」です。

この日は、すべての国民がすべてのこども（男のこども女のこども）を祝う日です。

昔からこどもを祝う日としては、端午の節句、桃の節句、七五三などがありますが、これは親がそのこどもを祝うだけにすぎません。又これまでの日本のこどもは、いたわられるにしても、それはただ「家」のつなぎとして、あるいは「愛玩物」としてであつて、おとな同様一個の独立した人間としてではありませんでした。

ところがこんどの祝日は、こどもの人格を十分に尊重し、しかも国を挙げてすべてのこどもの幸福をはかろうというのです。

なおこどもを育て上げるのは、なんといつても母親の力ですからその母親にも感謝しなければならないというのが「こどもの日」制定の趣旨でもあつたわけです。



お母さん！
ありがとう……

五月十日は

「母の日」です

「母の日」は、全般的な国民運動であるばかりでなく、全世界の国民行事の日です。「母の日」が設けられたのは、米国の東海岸ウエストヴァージニア州の片田舎ウェストの教会で、二十六年間日曜学校教師を勤めていたサウス夫人が「母の恩愛の深いことを人々に一層深く徹底して悟らしめる方法を考えよう」といつたことから始まりました。その後、サウス夫人は永眠しましたがその追悼会に娘のアンナが亡き母の言葉思いおこし、色彩も美しい一束のカーネーションの花を捧げました。このことは来賓者に非常な感銘を与え、毎年国内至る所、この行事が「母への感謝のしるし」として守られるようになりました。

一九四四年に至り、米國では国会において五月第十日を「母の日」と定めました。日本では明治四十五年より、ドレーパー女史により行幸化されました。その後この行事は一般の人々にも親しまれ民衆化されて来ました。特に終戦後は精神の文化運動が著しく推進されるに至つて、その児童福祉の側面が重要視されるに至つて、その一環の社会福祉行事として、この日が重んぜられるようになりました。

◎回覧にしてお読み下さい

本年度の固定資産税

評価額の決定時期と縦覧

昭和二十八年年度の固定資産税の評価額は、五月中旬頃決定され、引続いて二十日間市役所で皆さんの縦覧に供する予定です。是非縦覧して下さい。

評価額の決定

評価は原則として昭和二十七年年度の評価額に対して
宅地は一割上り
家屋は据置
償却資産は一年分の減価償却分をひく
但し、各資産とも一部補正されるものもあります。

固定資産税の納期変更

昭和二十八年年度に限り納期が次のように変更されました。

- 一期 七月
- 二期 九月
- 三期 十月
- 四期 翌年の三月

十五坪以下の専用住宅に対する固定資産税の減免

昭和二十七年一月一日以降に新築された十五坪以下の専用住宅は、最初の年より三年間、固定資産税の五割を軽減します。該業者は市役所内一階北詰の資産課へ申請の手続きをして下さい。(資産課課)

自転車税と荷車税をおさめて下さい

自転車税、荷車税は四月一日現在の所有者に対して賦課されます。

- ◎自転車税、荷車税は四月一日現在の所有者に対して賦課されます。
- ◎納期は五月十五日から三十一日まで。
- ◎標準税率
- 特種自転車(原動機付自転車) 一台(年額) 四角
- 普通自転車 〃(〃) 二角
- 荷車馬車 〃(〃) 八角
- 荷車大車 〃(〃) 四角
- 荷車小車及びリヤカー 〃(〃) 二角

(市民課課)

不親切な米屋はかえらる

米屋の運営が健全でなかったり、消費者への適当なサービスに欠けているときは、米屋の登録がえができません。但し

- 1 理由は次のような場合に限りります。
- 2 二月、五月、八月、十一月の各月十五日までに主官出張所に申請し、市長が登録変更を認めたときに限りります。

- 五つの理由
- 一、米屋が五日以上廃業しないで店を閉め、知事の定める配給数量の販売を行わないとき。
- 二、米屋が米の販売を知事の定めた配給実施計画通り行わず、そのため消費者が当然受けるべき配給を受けられないようなことが五日以上に及ぶ場合。
- 三、一般消費者に配給を行う米屋が、或る人へは配給せず、或る人へは配給を行わないような場合。

市収入証紙も出張所で買える

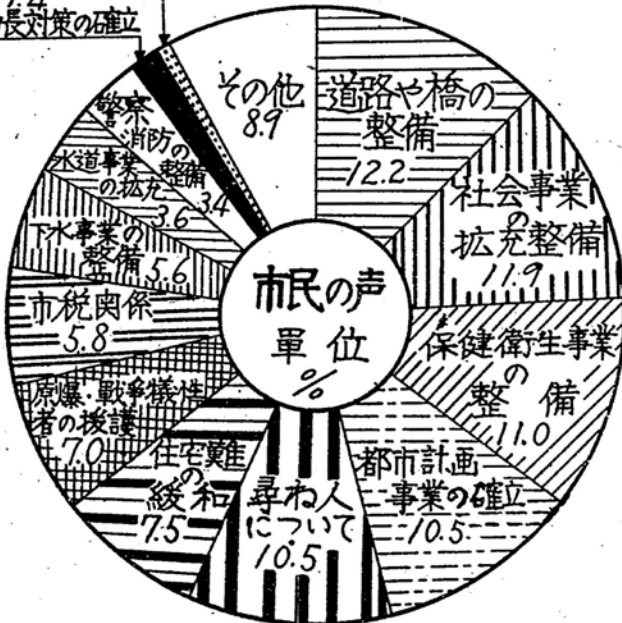
四月一日から印鑑証明事務を各出張所で扱い、これに応じて市収入証紙の売捌きも同様各出張所で扱っております。印鑑証明、住民登録その他の諸証明や自転車鑑札の交付等手数料の納付に御利用下さい。(会計課)



市民は何を望んだか

昭和27年中の投書による

六・三制教育の充実
産業助長対策の確立



るが、或る人には配給を行わないような場合。
四、詳細家庭の希望を無視して、分割配給をばいような場合。
五、休日(例えば日曜日)以外には米の配給を受けられない人が、その登録している米屋が休日(日曜日)に店を閉め、他に休日にも平常通り営業をする米屋がある場合はその米屋にかえられる。(農水課課)